

相馬署管内の建設工事現場に表彰状を授与

～ 建設事業の全工期無災害達成による表彰状の伝達式を相馬労働基準監督署で開催～

相馬労働基準監督署管内で施工された建設工事現場において、今般、全工期を通じて無災害が認められることから、厚生労働省労働基準局長から建設事業無災害表彰を授与されることとなりました。

このため、相馬労働基準監督署（署長：小野 寧康）では、下記により、表彰状の伝達式を行います。

記

1 伝達式

- (1) 日 時 令和6年11月20日（水）午後2時00分から
- (2) 場 所 相馬労働基準監督署 署長室
- (3) 所在地 相馬市中村桜ヶ丘68 2階

2 表彰状が授与される事業場

- (1) 事業場名 株式会社小野中村
- (2) 工 事 名 第21-41370-0131号 河川（交付）工事（築堤）
第21-41370-0225号 河川災害復旧助成工事（護岸）
- (3) 工 期 令和4年1月7日～令和6年9月25日
令和4年2月14日～令和6年7月26日

3 その他

- (1) 取材について、事前の連絡は不要です。
- (2) 終了後、写真撮影及び質疑等の時間を設けます。

< 参考 >

「建設事業無災害表彰」とは、労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が160万円以上の工事現場において、工事期間中、業務上の死亡、休業、身体障害を伴う災害がなかったものについて表彰するものです。